て「基準日組合員」という。）」と、「組合の」とあるのは「他の組合（以下この項において「基準日組合」という。）の」と、同項第二号中「他の」とあるのは「基準日組合員の被扶養者（基準日において基準日組合の組合員の被扶養者である者に限る。以下この項において「基準日被扶養者」という。）が計算期間」と、「組合の」とあるのは「基準日組合の」と、同項第四号中「他の」とあるのは「基準日組合以外の」に改め、「第四項において準用する」を削り、同条第五項中「被保険者等（」に、「である者を除く。以下この項において同じ。）」を「を除く。）である者」に改める。

第二十三条の三の七第三項及び第四項中「読み替えて」を削り、同条第五項の表中「自衛官等（以下この表」に、「私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者」を「私学共済制度の加入者」に改め、「健康保険法第三条第二項に規定する」及び「（以下この項において「日雇特例被保険者」という。）」を削り、「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に、「第四十四条第四項」を「第四十四条第七項」に、「当該国民健康保険の世帯主等」を「当該世帯主等」及び「当該者」に改める。

第二十三条の三の八第一項中「以後の」の下に「当該」を加え、「高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者」を「医療保険加入者」に改める。

附則第五十二条の五の二中「第二十三条の三の三第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、」を削り、「あつて」を「あつて、」に、「第二十三条の三の三第六項」を「第二十三条の三の二第六項」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第八条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出し中「高額療養費」を「月間の高額療養費」に改め、同条第二項中「次条」を「第十五条」に改め、同条第三項中「次条第四項第二号」を「次条、第十五条第四項第二号」に改め、同条第五項中「次条第五項」を「第十五条第五項」に改め、同条第七項中「次条第一項第三号」を「第十五条第一項第三号」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（年間の高額療養費の支給要件及び支給額）

第十四条の二　高額療養費は、次に掲げる額を合算した額（以下この項において「基準日被保険者合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、基準日被保険者合算額から高額療養費算定基準額を控除した額に高額療養費按分率（同号に掲げる額を、基準日被保険者が基準日（計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日をいう。以下同じ。）において法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者である場合は、この限りでない。

一　計算期間（基準日において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者である者（以下この条並びに第十六条の二第一項、第二項及び第四項において「基準日被保険者」という。）が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者（法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る次に掲げる額の合算額（前条第一項から第三項まで又は第七項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）

イ　当該外来療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前条第一項第一号イからヌまでに掲げる額を合算した額

ロ　当該外来療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該者がなお負担すべき額

二　計算期間（基準日被保険者が他の後期高齢者医療広域連合の被保険者であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該他の後期高齢者医療広域連合の被保険者（法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る前号に規定する合算額

三　計算期間（基準日被保険者が組合等の組合員等であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該組合等の組合員等（法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の外来療養に限る。次号において同じ。）について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

四　計算期間（基準日世帯被保険者（基準日において基準日被保険者と同一の世帯に属する被保険者をいう。以下この項及び第三項並びに第十六条の二第一項において同じ。）（基準日被保険者を除く。以下この項及び第三項において同じ。）が組合等の組合員等であり、かつ、当該基準日被保険者が当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

2　前項の規定は、計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった者（基準日において他の後期高齢者医療広域連合の被保険者である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項		同号に掲げる
第一項ただし書		（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日
第一項第一号	おいて当該	）が当該後期高齢者医療広域連合
		後期高齢者医療広域連合の被保険者（
第一項第二号	他の	基準日後期高齢者医療広域連合以外の
	おいて他の	）が当該他の後期高齢者医療広域連合（以下この項において「基準日後期高齢者医療広域連合」という。）
		基準日後期高齢者医療広域連合の被保険者（
		第二号に掲げる額のうち、計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）（次項に規定する者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった間に限る。）において、当該次項に規定する者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者（法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第二号に規定する外来療養に係る
		の末日

3　計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった者（基準日において組合等の組合員等（第六項に規定する国民健康保険の世帯主等であって被保険者である者を除く。）である者に限る。以下この項において「基準日組合員等」という。）に対する高額療養費は、第一号に掲げる額が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、第二号に掲げる額に第三号に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、当該基準日組合員等が基準日において法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

一　基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等（基準日において当該基準日組合員等の被扶養者等である者をいう。第三号において同じ。）を基準日世帯被保険者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額を合算した額（次号及び第三号において「基準日組合員等合算額」という。）